

特 別 記 事

関根豪政君学位請求論文審査報告

I 本論文の構成

関根豪政君より提出された博士学位請求論文「国際経済法（WTO法）における比例性原則の考察」の構成は以下の通りである。

第一部 問題提起

序章 問題提起

第一章 WTO法と比例性原則

第一節 WTOにおける司法的裁定の有意性

第二節 WTO法における「原則」

第三節 WTO法における比例性原則

第四節 本論文の分析アプローチ

第二部 価値衡量としての比例性原則

第二章 GATT第二〇条の解釈

第一節 GATT第二〇条の概要

第二節 必要性要件

第三節 関連性要件

第四節 柱書

第五節 小括

第三章 TBT協定、SPS協定における関連規定の解釈

第一節 概要

第二節 GATT、TBT協定及びSPS協定の相互関係

第三節 GATT、TBT協定、SPS協定の各規定の法的性格

第四節 TBT協定及びSPS協定における関連規定の解釈

第五節 小括

第四章 価値衡量としての比例性原則の特徴と課題

第一節 WTO裁定に見られる比例性の理解

第二節 比例性原則の特徴と課題

第三節 価値の重要性と判断基準の不一致

第四節 EU法における比例性原則

第五節 WTOにおける価値衡量と比例性原則

第五章 譲許等の停止と比例性原則

第一節 WTOにおける対抗的な譲許等の停止の概要

第二節 譲許等の停止と比例性原則

対抗的な譲許等の停止と比例性原則

譲許等の停止と比例性原則

譲許等の停止と比例性原則

譲許等の停止と比例性原則

第三節 米国高地産綿花補助金事件仲裁裁定

第四節 貿易効果分析への収斂

第六章 セーフガード協定におけるリバランス措置と比例性原則

第一節 リバランスの制定と発展

第二節 SG 協定におけるリバランス

第三節 リバランスと対抗的な譲許等の停止の親和性

第七章 同等性要件と比例性原則

第一節 同等性への収斂化傾向

第二節 同等性要件の趣意

第三節 国際法における「対抗措置」と「対抗的な譲許等の停止」

第四節 同等性要件の持つ意味

第四部 結語

第一節 本論文のまとめ

第二節 WTO 法における比例性原則

初出一覧

引用文献

II 本論文の概要

1 問題の所在

本論文は、WTO（世界貿易機関）の諸協定の「法化（客観化）」及び「司法化」に伴い、比例性原則の概念が国

際経済法の分野においても多様な展開を示していること、及び、そのことが有する意味を、紛争解決事例の詳細な分析を通じて考察するものである。

一九四七年に作成されたGATT（関税及び貿易に関する一般協定）は不完全な協定ではあったが、その後の改正や実務的な発展を経て、一九九五年に設立したWTOにおいて大きな発展を遂げるに至っている。とりわけ顕著なのは、それまでの「権力志向（power-oriented）」から「法治志向（rule-oriented）」へと体制が移行し、WTOが法秩序の維持を目指す枠組と変容した点である。そしてそれに併せて、紛争解決手続も、二審制の構築や手続の自動化（ネガティブ・コンセンサス方式の導入）を通じて「司法化」を実現している。さらには、WTO設立後も、パネル及び上級委員会の判断の集積を通じた「法化」と「司法化」の深化のプロセスが継続していると評価できる。

このように「法化」や「司法化」が実現された結果、WTOの司法的機関は、加盟国間の利益の対立の調整を行う重要な役割を担うようになっていく。そのため、かかる司法的な判断には、法的に精緻なものであることが求められる。比例性原則はこの法的判断の精緻化に寄与するものといえる。

比例性原則は、「手段と目的を適切に関連付ける、あるいは抵触関係にあるが等しく重要性が認められる基本的な権利や自由の均衡を図る機能を有する」と理解される。つまり、同原則は、二つの利益や価値が衝突する場合に、その望ましい均衡を探る基準として機能することになる。WTOの司法的機能の拡充により、二つの利益の均衡の判断を司法的機関に仰ぐ例は増えており、そこにおける比例性原則が果たす役割も拡大している。このような状況下で、比例性原則が具体的にどのような理解され実現されているのか、それを明らかにすることが本論文の試みである。

また、比例性原則は、二つの利益の均衡を模索するとのその機能ゆえに、WTOが求める利益の望ましい均衡を体现することになり、そこにはWTOの法制度としての特性が反映されることになる。従って、比例性原則を分析することはWTOの法制度としての特性を明らかにすることに通ずる。本論文ではそのことを踏まえ、比例性原則の考察を通じたWTO法の特性の理解を最終的な目的としている。このような意義を持つWTOにおける比例性原則の概念について、これまでは概略的、あるいは断片的に検討されるに過ぎなかった。しかし、本論文は、比例性原則の重要性を捉え、その内容を詳細に分析しつつも、巨視的に考察

することを試みた研究である。

本論文では、比例性原則について、価値衡量としての比例性原則（論文第二部）と、対抗措置（譲許等の停止）における比例性原則（第三部）との二点から捉える。後者については、一般国際法における比例性原則（均衡性原則）との関連性が問題となるが、一般国際法においても比例性をどのような原則・概念として捉えるかには論争があり、同様の議論がWTOの文脈でも成り立つことになる。他方で、前者の価値衡量としての比例性原則は、そもそもそれを比例性原則との概念で捉えることは是非が問題点として惹起されるため、それをどのように論ずるかが問われることになる。以下、各章毎にその内容を概観し、検討する。

2 WTO法と比例性原則

第一部では序章にて、先で記した問題提起を示すと同時に、第一章にて、WTOにおける司法の発展、原則の位置付け、比例性原則の意味について論じており、本論文の基礎を成す諸要素を詳細に提示している。WTOにおける司法裁定の意義については、国際貿易体制の「客観化」と「司法化」に加え、司法的判断の波及性、浸透性、執行面における正当性、非貿易的価値の包摂の観点から論じてい

る。また、WTOにおける「原則」の位置付けについては、協定条文や、パネル及び上級委員会の判断を通じて考察を行っている。そして、WTO法における比例性原則の意義については、衡量される要素の性質に応じた多様性の存在を指摘すると同時に、根底に存在する共通性に着目し、一元的に把握することの可能性に言及する。これらと併せて、論文の分析アプローチ及び先行研究について触れた上で、本論文は第二部以降へと展開していくことになる。

3 価値衡量としての比例性原則

第二部では、価値衡量としての比例性原則を分析している。ここで示す価値衡量とは、具体的には、貿易的価値と非貿易的価値との衡量を意味する。これは、非貿易的価値の保護のためにどの程度、貿易的価値を制限することが認められるかとの問いに換言できる。WTOにおいて、かかる価値衡量がどのように実現されてきたのかを分析するために本論文では、GATT第二〇条、TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）第二・二条、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）第五条六項等を取り上げて分析を行っている。

第二章では、貿易的価値と非貿易的価値との関連性に関

する諸規定の中でも中心的なGATT第二〇条を分析している。特にその中でも、WTOの紛争解決手続（パネル及び上級委員会の審査）において大きな争点とされてきたのが、(b)号等に規定される必要性要件である。当該要件の解釈に際して、「比較衡量プロセス」なる概念を示した韓国牛肉事件上級委員会報告は、同要件の解釈を巡る議論に一石を投じる事例であった。「比較衡量プロセス」は、問題とされる措置の非貿易的便益と貿易的費用との直接的な衡量を含意し、パネル及び上級委員会による非貿易的価値に関する価値判断を伴うため、加盟国の国内規制の基礎にある価値観に過度に介入するとして、大きな論争を呼ぶ契機となった。かかる比較衡量プロセスに関する議論に關して、多くの議論が概略的になりがちな中で、本論文は、韓国牛肉事件以降の事件である米肉賭博サービス事件等を仔細に分析し、その結果、「比較衡量プロセス」が米肉賭博サービス事件以降の事件において、価値衡量を是認する解釈へと漸次的に移行している傾向が見られたことを指摘する。

GATT第二〇条(g)号は、(b)号とは異なり、関連性要件を採用する。本論文では、関連事件の上級委員会の判断を分析し、同要件の解釈に際しては、非貿易的価値

についての価値判断を回避した解釈が採用されていることを明らかにしている。同時に、「有限天然資源」の拡張的な解釈に起因する（b）号と（g）号の適用範囲の重複も指摘する。

また、本論文では、G A T T第二〇条柱書の検討も行っており、ブラジル再生タイヤ事件にみられる上級委員会の判断等を分析した上で、柱書の各要件の解釈においても必要性要件や関連性要件の判断基準が部分的に用いられていることを指摘している。これらの要件の包括的な検討は、第三章の議論を踏まえて第四章において行われている。

第三章では価値衡量及び比例性原則を含意する他の条文として、T B T協定第二・二条及びS P S協定第五条六項を取り上げている。これら両規定も必要性要件を具備するため、G A T T第二〇条と同様に価値衡量を含意する解釈が行われるかが着目される。

T B T協定第二・二条に関しては、ごく最近に、米国のロープタバコ事件及び米国マグロ・イルカ事件Ⅱ（メキシコ）においてパネルの判断が示されているが、現在までの判断例が少ないこともあり、明確な判断基準が示されきれない（※本論文執筆時では、これらの事例はパネル報告のみが公表されていた）。本論文では、これら近年のT

B T協定に関するパネルの判断を踏まえると、必要性要件についてG A T T第二〇条における同要件と判断が実質的には収斂する可能性があるとし唆する。他方で、S P S協定第五条六項では、豪州サケ事件を筆頭に、一貫して、代替措置の有無を主眼点とした判断が行われている。この点について本論文は、S P S協定第五条六項については、同条一項において「危険性の評価……に基づいてとる」と規定されている点と併せて解釈を理解することが必要であると論じる（この議論の一部は第四章で論じられている）。

本章では、「環境の保全」のための措置に対する規律との側面からもG A T T、T B T協定、S P S協定の三協定を検討している。条文からも明らかのように、G A T T第二〇条では、環境保全を目的とした措置に対しては（g）号の適用を通じて関連性要件の下で判断が行われるのに対し、T B T協定及びS P S協定では、必要性要件に基づいた判断となる。必要性要件と関連性要件を明確に区別する上級委員会の解釈によると、環境の保全を目的とした措置に対してはG A T TとT B T協定及びS P S協定とで異なる比例性の基準で判断が行われることになる点を本論文は指摘する。

第四章では、第二部の総括として、必要性要件、関連性

要件及び G A T T 第二〇条柱書に見られる比例性概念の特徴と問題点について分析を行っている。その際、E U 法における比例性原則の議論も参照しつつ検討を試みている。

まず、本章では、必要性要件、関連性要件及び G A T T 第二〇条柱書が明確に区別して解釈されている点を捉えて、比例性の理解が多元的（多義的）である旨を整理する。また、必要性要件に関しては、当該要件の解釈において採用されている「比較衡量プロセス」に対する批判を指摘し、それに対して本論文は、当該プロセスが価値衡量を肯定するものであったとしても、非貿易的価値を重要視するものであることを示し反論を展開している。その際、ある国家が当該国家の外側の領域に対して重要な結果をもたらす政策選択を行う場合に、当該国家は民主的な政策決定における唯一の適切な代表とは限らないとする de Burca & Scott の見解をも引用しつつ論じている。

従って、本論文では現行の解釈（比較衡量プロセス）それ自体を問題視はしていない。むしろ、比例性原則の観点から W T O 法における価値の重要性と判断基準の不一致に着眼する。とりわけ、G A T T 第二〇条（b）号と（g）号との関係や、S P S 協定における「科学的証拠」の位置付けに疑問を呈する。最終的に、一元的（一義的）な比例

性原則の理解から、非貿易的価値と貿易的価値の衡量についての再考の余地を示している。

4 譲許等の停止における比例性原則

第三部では、譲許等の停止（対抗措置）における比例性原則を検討している。譲許等の停止の文脈では、協定違反により被害国が受ける経済的損失と、対抗的な譲許等の停止により違反国が受ける経済的損失の衡量が行われることになり、その際に比例性原則が機能することになる。

先の第二部で論じた価値衡量としての比例性原則と、第三部で論ずる比例性原則とは、適用される場面や検討される内容の相違があるため、一見すると異質の概念のように思われる。しかし、本論文では、両者に関して、相反関係を構築しやすい利益の衡量としての機能に着目し、価値の均衡を図るとの点では本質的には同質と捉える。つまり、両者の違いは、異なる性質の価値か、同質の価値の衡量に過ぎないとする。加えて、譲許等の停止における衡量については、D S U（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）の規定において諸要素が規定されているため、その結果として、パネル及び上級委員会の役割に相違が生ずることになると論ずる（この点は第一章で触れられている）。

本論文では、この譲許等の停止における比例性原則について、DSU等に規定される譲許等の停止と、セーフガード協定（セーフガードに関する協定）におけるリバランスの二つを取り上げ、それぞれ第五章及び第六章にて考察を行っている。

第五章が取り上げているのは、DSUの各規定と、特別規定である補助金協定（補助金及び相殺措置に関する協定）の各規定に基づく譲許等の停止である。基本的にWTOにおいては、対抗的な譲許等の停止は、紛争解決機関の勧告及び裁定の履行（第二次遵守）の促進のための手段として位置づけられる。それにも拘らず、現行のDSU第二二条四項は同等性要件を採用しており、制度上の矛盾を孕んでいる。それに対して、補助金協定第四・一〇条においては、適当性要件が用いられており、勧告の履行の促進との制度目的との間に一貫性が確認される。これらの構造の相違をどのように理解すべきかが問題となる。

その検討に際して本論文では、関連規定の起草過程や譲許停止仲裁の分析を行っている。とくに本論文は、ECバナナ事件Ⅲ、ブラジル航空機補助金事件等で示された仲裁裁定を精査し、同等性要件については貿易効果の厳格な同等性を、適当性要件については補助金総額を基礎に評価を

行う二分的な解釈の存在を明らかにしている。その上で、後者の適当性要件の解釈において用いられている補助金総額分析を、解釈の明確な根拠が欠落しているとして批判している。

しかし、最新の事例である米国高地産綿花補助金事件仲裁裁定では、補助金協定における適当性要件に関して、同等性要件（貿易効果分析）に近い判断が示されている。この点に関して本論文では、補助金協定分析と比して説得的な解釈が行われていると評し、それを受けて、補助金協定における譲許等の停止もDSUで採用されている同等性基準（貿易効果分析）へと収斂する可能性を指摘する。このことが有する意味については、次章のリバランスの議論と併せて、第七章にて検討している。

第六章では、セーフガード協定におけるリバランス措置を取り上げている。その名が示す通り、リバランスはセーフガード当事国間の利益バランスの回復を主たる目的とする。しかし、WTO設立後のセーフガード協定では、リバランスはセーフガード協定違反を前提とすることが条件の一つとして求められるに至っている。かかる制度変更は、リバランスの法的性格の変容を示唆するものであり、本章では、そのことが持つ意味を検討している。

WTOセーフガード協定におけるリバランスの制約は、GATT期における当該措置の失敗を受け、セーフガード措置の機動的な利用を促すことを意図として設けられたとの経緯がある。本論文ではその経緯を概観し、かつ、DSU第二三条を併せて検討し、その結果、リバランスは利益調整としての措置から、協定に違反するセーフガードに対する対抗的な措置としての性格を有するに至ったと結論付けている。

しかしながら、リバランスの程度について規定するセーフガード協定第八条二項において、バランスの回復を含意する同等性要件がGATT期より継承されていることは、リバランスの性質を曖昧なものとす。実は、譲許等の停止の目的と実際の措置の程度に関する規定が一貫しないこの現象は、第六章で論じたDSU第二二条においても同様に見られる。そのため、両者を併せて検討する必要がある。本論文では次の第七章にて、その検討を行っている。

第七章では、第五章及び第六章で得られた結論、すなわち、リバランスを含む対抗的な措置の目的を「履行の促進」とする一方で、実際の措置の程度に関しては損害等と同等であることを堅持する、矛盾した状態が存在することを確認し、その状態をどのように理解すべきか、あるいは、

それがどのような意味を有するかを検討している。

著者は、柔軟性を欠く同等性要件の採用、仲裁裁定の機能、クロスリタリエーションにおける制約を検討し、また、WTOの譲許等の停止の同等性基準が、国際法における対抗措置や国家責任条文における議論と対比しても、柔軟性を欠く一義的な基準である旨を指摘した上で、現行の譲許等の停止は、履行の促進が期待できないような状況においては、不完全ではあるが、利益のバランスの回復、あるいは、立場の平等性の回復を実現する手段として機能する余地を有すると論ずる。つまり、WTOの譲許等の停止は、違反状態の維持と代償ないし対抗的な措置による解決という二国間の利益調整による主観的な解決に事実上の途を開いている（ただし、WTO体制においては紛争解決手続を経ている点で明確な違いが存在する）と結論付ける。

5 結論

以上の議論より、本論文は、論文内で扱ってきた二つの場面における比例性原則それぞれについて、次の点を指摘する。まず、価値衡量としての比例性原則については、各条文の必要性要件、関連性要件及びGATT第二〇条の柱書を検討した結果、個々が異なって理解され解釈されてお

り、そのことから比例性原則が多元的（多義的）に捉えられている旨を唱える。しかしながら、その多元性は必ずしも価値の重要性と判断基準が一貫した形で実現されていないため、一元的な比例性原則を通じた再考の余地を指摘する。

また、譲許等の停止における比例性原則については、各協定の規定が同等性基準（貿易効果分析）で収斂する傾向が見られることを受け、それは譲許等の停止における比例性が一元的（一義的）に把握されていることを意味すると指摘する。

このように、価値衡量における比例性原則が多元的に把握されることについて、本論文は、非貿易的価値に対するWTO法の捉え方が定まっていなかったことを投影していると指摘する。それに対して、譲許等の停止における比例性原則が同等性基準（貿易効果分析）で一元的に理解されていることは、WTO法遵守が絶対視されるのではないことを意味し、非貿易的価値に対する認識の非一貫性を裏付けると主張する。つまり、譲許等の停止に制限を加え、紛争当事国での主観的な利益調整に途を開くことにより、非貿易的価値が関連する判断に絶対的な基準を設けない安全弁が確保されていると捉える。最終的に本論文は、比例性原則を内包する各規定及びそれらの解釈は、現状のWTO法が

未だ発展途上の法であることを指摘しつつも、今後は比例性原則をより精緻化していく必要がある旨を示唆して完結している。

Ⅲ 本論文に対する評価

本論文は、WTO法における比例性原則の概念の内容と展開を分析し、それを踏まえてWTO法の法としての現在位置について分析を試みている。当該原則がWTOにおいてどのように理解され、どのように発展しているかを分析することは、WTO法の特性や成熟度を明らかにするため、興味深い切り口の一つといえる。また、当該原則を巡る動向の分析においても、それを観念的に捉えるのではなく、条文構造や起草過程、パネル、上級委員会の判断や仲裁裁定等を詳細に検討することにより、きわめて的確にその実体的内容を解明している。緻密な論理に裏付けられた著者の見解は説得的なものとなっている。今後も、WTOが貿易問題にとどまらず広く非貿易的事項をも含めて司法的な判断を求められることが予想されること、あるいは、それが履行問題と結びつく可能性が高いことに鑑みると、GATT第二〇条をはじめとする各規定を比例性原則の観点から包括的に検討する本研究は、今後のWTOの司法的判断

に関する更なる研究の足掛かりになると評価されよう。

また、本論文の随所で示されている著者の各考察は的を射た指摘として評価できる。まず、比較衡量プロセスに関する著者の分析について特に評価したいのは、比較衡量プロセスが韓国牛肉事件のみを取り上げて議論される傾向が強いのに対し、本論文では、韓国牛肉事件以降の各事例を通じて、当該事件の判断が本来意図したとは異なる方向で発展している旨を指摘し、その上で、価値衡量を含意する解釈の展開を、WTOにおける非貿易的価値の重要性を示す過程と捉え、比較衡量プロセス等に対する懸念に対応している点である。

さらに、本論文は、SPS協定第五条六項における必要性要件について、同協定第五条一項と併せて比例性の判断を捉えるべき旨を主張する。たしかに著者が指摘する通り、第五条一項は衛生植物検疫措置が科学的証拠に基づくことを要求しており、かかる要件を充足している時点で争点とされる措置の目的に対する適切性の審査は十分に行われていると考えられる。そうであるならば、第五条六項における必要性の判断は代替措置の有無に集中することになり、GATT第二〇条(b)号における同要件とは完全には一致しない。「必要な」の言葉のみで必要性要件を理解する

ことの危うさを再認識させてくれる指摘である。

譲許等の停止に関する比例性の議論については、とりわけ補助金協定における譲許等の停止に関する研究が不足しているため(多くはDSU第二条の補足として議論されるにとどまる)、著者の研究は議論を喚起する上でも重要な研究といえよう。加えて、譲許等の停止が「履行の促進」との目的を保有しながらも、それに逆行するかのよう

に同等性基準に収斂していく様子を捉える本論文の指摘は、より広くWTOにおける履行確保の枠組みを理解する上で極めて有益なものとして評価できる。

セーフガード協定におけるリバランス措置を含めて譲許等の停止を検討している点も評価されよう。著者が指摘するようにリバランスがセーフガード協定違反を一つの前提とした以上、DSUに規定される譲許等の停止と重複的な関係を構築することは事実であり、その際に「実質的な価値」の要件が維持されている点は注目に値する。このようにWTOに散見される非一貫的な構造に着目し、WTOの特性の分析を試みる著者の視点は興味深いものである。

最終的に本論文は、WTO協定が確定的な法規範を構成するに至っていない旨を比例性原則の概念を通じて示唆する。それはまさにWTOの現在位置を適切に示すものであ

る。この点に関しては、今後の自由貿易協定（FTA）の動向を考慮に入れると、また新たな視点が見つかるのではないかと付記しておきたい。

しかし、本論文には、いくつかの問題点も存在する。まず、本論文は、価値衡量における比例性と対抗措置における比例性を中心に取り上げているが、WTO法に内在する比例性はその二つの場面には限定されないであろう。WTO法における比例性原則の総合的な検討を行うのであれば、他の規定を含めて考察することも必要だったのではないだろうか。ただし、これまでに司法的な判断が集積しているのは本論文が取り上げている二つの場面が主であり、他の条項については詳細な分析に限界があるのも事実である。したがって、この問題に対処するためにはWTO法全体としての比例性の捉え方について、論文前半で俯瞰的な検討を行うことが必要であったと考えられる。

また、本論文には、もう少し踏み込んで検討すべき点も散見される。例えば、SPS協定において「科学的証拠」の扱いについて懐疑的な見解を示している。その視点は興味深いものであるが、その際には、科学的証拠が必要と認識され協定に組み込まれた経緯や、科学的証拠を要件とすることの意義と問題点についてもう少し踏み込んだ説明が

ほしかった。あるいは、譲許等の停止に関する議論においても、国際法における対抗措置との関係については更なる分析が可能であろう。特に、対抗措置が違法性阻却事由であることや、国家責任条文第五四条や第五五条との関係で譲許等の停止がどのように把握できるかについての議論が充実することが望まれる。

しかしながら、本論文は、比例性が関連する規定を詳細に分析し、様々な各論に新たな視座を提供すると共に、大局的な見地からもWTO法の特性を捕捉する優れた成果をあげていることを鑑みれば、上記問題点は、今後関根君の継続的な研究を通じて、より洗練された成果の中で解消されるものと思料する。

IV 本論文審査の結論

本論文は国際経済法（WTO法）における比例性原則を巡る学説、パネル等の裁定を総合的に分析するものである。WTO法研究として、単なる紹介論文に終わることなくパネル裁定や学説を批判的に分析しており、本格的なWTO法研究として学術的に高く評価されるだけでなく、今後、経済規律がさらに多様化するであろう国際社会において、経済に関連する協定の解釈に広く新しい視点を送り込むこ

とができるものといえる。実際に、関根君は博士課程の修了後、日本学術振興会の特別研究員として本論文の成果をさらに発展させる研究に従事している。その内容は、本研究で扱った比例性原則や、価値衡量に対する各協定規範あるいは譲許等の停止の問題について、自由貿易協定(FTA)を含めて検討するものである。これらの研究が含まれれば国際経済法における比例性の概念の包括的な研究となり、より大きな成果として高く評価されよう。関根君には、幅広い視点と鋭い問題意識を持つ希有な若手研究者として、今後の活躍が大いに期待されるところである。

他方、本論文には未だ検討を要すべきところ、また分析の曖昧さが散見されるものの、このこと自体は、今後の関根君の研究の進展により解消されるものであって、本論文の研究上の意義を損なうものではない。

以上の次第で、審査員一同、本論文は、慶應義塾大学法学博士号授与にふさわしいと判断する次第である。

二〇一二年一月一六日

主査	慶應義塾大学法学部教授	田村 次朗
副査	法学研究科委員	
副査	慶應義塾大学法学部教授	大森 正仁
副査	法学研究科委員 博士(法学)	
副査	慶應義塾大学総合政策学部教授	渡辺 頼純